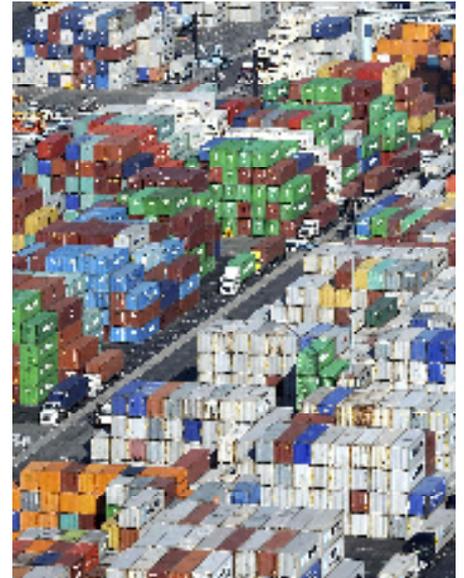


米国ロングビーチ港において先般ドローン飛行の許可制が導入されています。今号ではその概要と、今後の展開についてお伝えいたします。

### 1. 米国ロングビーチ港におけるドローン飛行許可制導入

米国カリフォルニア州にあるロングビーチ港では、昨秋、その港湾区域内でドローンなど無人の飛行物体を飛ばす際にパイロットに事前の許可を求めることにしました。このルールの下では、港湾敷地内でそれら無人飛行物体を着陸ないし離陸させるためにはまず許可証を港湾当局のセキュリティ部門から得る必要があります。この許可を得るにあたっては、登録証、保険加入済であることの証書、離着陸の計画、飛行ルートの下にある港湾施設の所有者からの同意を必要としています。この規制は安全確保の強化を目的としたものです。ロングビーチ港は全米で有数の貨物取扱量の多い港であり、毎年 2,000 余りの船舶と、何百万台ものトラックがこの港を利用しています。ロングビーチ港の Executive Director は、この新しいルールは貨物の取扱いに安全な環境を維持することに役立つ、と述べています。新しいルールの内容や許可申請手続きの詳細はロングビーチ港の公式ウェブサイトで公開されており、関連する質問はメール・電話で受け付けています。また、許可を受けたドローンの飛行計画も同様にオンラインで公開され、港湾施設の所有者が事前に確認できるようになっているとともに、十分に注意を払わずドローンを飛行させているオペレーターを見つけた際には通報するよう港湾当局は求めています。



ロングビーチ港(ロイター/アフロ)

### 2. ビジネスにおけるドローンの活用、今後の展開

広範囲の状況の俯瞰や、高所での撮影や点検、従来の交通網に頼らない物流・配送など、ドローンの活用やそのアイデアは様々な分野で進展しています。安全の確保を最優先にしつつ、テクノロジーやその活用方法の進化を踏まえた必要な限りでの合理的な規制とその周知は、人々にドローンを利用することの心理的な安心をもたらす、一層の活用が進むことが考えられます。日本でも経済産業省と国土交通省がドローンを物流・配送などで活用するための規制緩和の検討を始めると発表しています。国内では現在ドローンは航空法その他の規制を受けていますが、安全が確保されることを条件に、操縦者の目の届かない範囲や私有地上空での飛行を可能ないし容易にする観点からの規制の見直しと、ルールの明確化に向けた検討が進んでいるところです。



本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

船舶・貨物・運送の保険の情報サイト「マリンサイト」

[http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine\\_site/index2.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/index2.html)